

1. 自己資本の構成に関する事項 (平成25年3月期、平成26年3月期)

● 単体自己資本比率 (国内基準)

(単位: 百万円)

項 目	平成26年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	9,841
うち、資本金及び資本剰余金の額	3,939
うち、利益剰余金の額	6,021
うち、自己株式の額 (△)	54
うち、社外流出予定額 (△)	65
うち、上記以外に該当するものの額	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	962
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	962
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	800
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	503
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,107
コア資本に係る調整項目 (2)	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—
自己資本	
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	12,107
リスク・アセット等 (3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	125,394
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,074
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	62
うち、繰延税金資産	416
うち、前払年金費用	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	595
うち、上記以外に該当するものの額	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,760
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	134,154
自己資本比率	
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.02%

コンプライアンス
(法令等遵守)

リスク管理

お客さまに対する
コンプライアンス
機能の発揮

事業の概況

主要な業務
の内容

役員一覧・
組織図

資本・株式・
従業員の状況

財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

バーゼルⅢ
(第3の柱)に
基づく開示事項

報酬等
に関する開示事項

店舗
ATM
一覧

バーゼルⅢ(第3の柱)に基づく開示事項

(単位：百万円)

項 目		平成25年3月期
基 本 的 項 目 (Tier 1)	資 本 金	2,679
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	1,259
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	718
	その他利益剰余金	4,954
	その他	—
	自己株式(△)	52
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	65
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	新株予約権	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	
計 (A)	9,493	
補 完 的 項 目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	552
	一般貸倒引当金	651
	負債性資本調達手段等	800
	うち永久劣後債務(注2)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	800
計	2,004	
控 除 項 目	うち自己資本への算入額(B)	2,004
	控除項目(注4)(C)	50
自 己 資 本 額	(A) + (B) - (C)	11,448
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	121,266
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	606
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (E)	121,872
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 $\left(\frac{(G)}{8\%}\right)$ (F)	8,722
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	697
計 (E) + (F)	(H)	130,595
単体自己資本比率 (国内基準) = $\frac{(D)}{(H)} \times 100 (\%)$		8.76
(参考) Tier 1 比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100 (\%)$		7.26

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

コンプライアンス
(法令等遵守)

リスク管理

お客さまに対する
コンプライアンス
機能の発揮

事業の概況

主要な業務
の内容

役員一覧・
組織図

資本・株式・
従業員の状況

財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

バーゼルⅢ
(第3の柱)に
基づく開示事項

報酬等に
関する開示事項

店舗
A T M
一覧